

# 第9回定例会での質疑①-1

**Q.** カイザーパーマンテ、メイヨーとも「非営利」とのことだが、なぜ「非営利」なのか？ アメリカの「非営利」は、日本の「非営利」と同じ意味合いなのか？

- A.**
- カイザーパーマンテグループは、カイザー基金ヘルスプラン(KFHP=保険会社)は「非営利」だが、カイザー基金病院(KFH=40ヶ所の総合病院)とパーマンテ医療グループ(PMG=全米8地域にある医療サービスグループ)は営利
  - アメリカでは政府系の病院を除く病院の7割が「非営利」で運営されている (AHA=American Hospital Association)
    - ✓ キリスト教の影響：富裕層や宗教団体による救済事業として設立された病院が多い
    - ✓ 税制：非営利病院は「いかなる境遇の患者であっても受け入れる」義務を負う代わりに、連邦所得税・州法人税・土地税・消費税など各税が免除（日本では医療法人は、法的には非営利組織ではあるが、法人税を課税される）
  - 一方、「営利」病院は、株式会社として、利益の最大化、株主への還元の最大化を目的として運営されている。CEO以下、取締役には医師は殆どおらず、MBAホルダーなどビジネスパーソンが占める病院も多い（日本では医療法により、医療法人の理事長(CEO)は医師・歯科医師免許が必須）
    - ✓ アメリカ最大の営利病院HCA Healthcare(1964年設立、186病院 + 124手術施設、2023年売上650億ドル)は、1969年上場、2006年に非公開化、2011年にNYSEに再上場。他にも、16州84拠点を抱えるCommunity Health Systems(2023年売上125億ドル)等、複数のNYSE上場病院あり
  - 日米の「非営利」との大きな違いは、上述「税制」に加えて、「ガバナンス」
    - ✓ アメリカの非営利法人の理事は公益性担保のため無報酬。理事が関わる事業への仕事の発注などもNG

# 第9回定例会での質疑①-2 【参考】非営利法人の制度比較

	アメリカ	イギリス	ドイツ	日本(特定非営利活動法人)
認定機関	内国歳入庁	チャリティ委員会	税務署等	所轄庁 (都道府県、指定都市)
認定要件(対象)	以下の要件を満たす団体 (内国歳入法第501条(c)(3))(注1)	以下の要件を満たす団体 (2006年チャリティ法第2条)	以下の要件等を満たす団体 (法人税法第5条(1)(9))	以下の要件を満たす団体 (特定非営利活動促進法第45条)
本来事業 (公益性)	限定列挙 慈善、教育、宗教等	限定列挙 貧困の防止・救済、教育の振興、宗教の振興等	限定列挙 慈善、教育、教会支援等	限定列挙 保健、社会教育、まちづくり等
非営利性	利益・残余財産の私的分配不可	利益・残余財産の私的分配不可	利益・残余財産の私的分配不可	利益・残余財産の私的分配不可
団体への優遇	法人税の非課税範囲  本来事業 <sup>(注2)</sup>	本来事業 <sup>(注2)</sup> ※その他の事業については、収益がチャリティの目的のみに用いられる場合は一部非課税	本来事業 <sup>(注2)</sup> ※その他の事業については、収益の一定額まで非課税	収益事業(34業種)以外
投資収益	原則非課税	上に準ずる	原則非課税	原則課税
寄附金優遇措置	所得控除  [限度額] 個人:所得の30%又は50% 法人:所得の10%	所得控除等 <sup>(注3)</sup>  [限度額] 個人:給与支給額等 <sup>(注3)</sup> 法人:税引前利益	所得控除  [限度額]いずれか大きい額 ①所得の20% ②年間売上高と支払賃金の合計の0.4%	所得控除又は税額控除(控除率は寄附金額の最大50% <sup>(注4)</sup> )  [限度額] 個人:所得の40% 法人:(資本金等の $0.375\% \times \text{月数}/12 + \text{所得の}6.25\% \times 0.5$

(備考)非課税事業以外の事業には通常の法人税が課税される。また、非課税資格が認定されていない法人についても営利・非営利にかかわらず通常の法人が課税される。

(注1)上記の団体の他、非課税資格を得られる団体は、米国ではない告歳入法第501条(c)等に限定列挙されている。

(注2)本来事業には、団体の本来の目的を達成するために付随的に行われる事業を含む。

(注3)給与支給時にチャリティ団体への寄附金額を天引きする制度や寄附者の納税額の一部を国が当該団体に支出する制度がある。

(注4)所得税の40%と個人住民税の控除の合計。個人住民税は、都道府県が指定した寄附金は4%、市町村が指定した寄附金は6%、双方が指定した場合は10%控除される。

出典：内閣府

## 第9回定例会での質疑②-1



Q. カイザーパーマンテについて、企業保険と個人保険の割合はどのようにになっているのか？ 企業の「健康経営」に関与するような取り組みはしているのか？

- A.
- カイザーパーマンテは、企業保険と個人保険の割合を非公開としているが、Forbes試算(2021年)によると、企業保険の契約数707万件 vs. 個人保険の契約数115万件であり、企業保険の契約数が圧倒的に多そう（2024年カイザーパーマンテ公開の会員数は1250万人）
  - 企業保険については、「小規模事業向け」「大企業向け」「複数州を跨ぐ企業向け」「バーチャルプラン」等、企業顧客のニーズにあわせた様々なプランを展開
  - 企業顧客に対しては、個別企業のニーズにあわせて、従業員向けの以下のようなプログラムを提供
    - ✓ ウェルネスプログラム：ヘルシーライフスタイル、予防ケア、慢性疾患管理等のプログラムの設計
    - ✓ 健康教育とコーチング：ワークショップやセミナー、コーチングセッションの設計と実施
    - ✓ 行動ヘルスサポート：メンタルヘルスサポート、ストレスマネジメントプログラム等の設計と実施
    - ✓ オンサイトスタッフの派遣：“Kaiser Permanente On-the-Job”として、従業員の健康管理から労災に関連するケア、職場復帰、カイザー以外の保険や医療機関も含めたコーディネーションをおこなっているケースもある

出典：<https://www.forbes.com/advisor/health-insurance/largest-health-insurance-companies/>  
<https://business.kaiserpermanente.org>

# 第9回定例会での質疑②-2 【参考】カイザーの企業向け「バーチャルプラン」



原則バーチャルでケアを受けることを前提に、保険料を低く抑えたプラン



ケアチームや専門医との  
電話またはビデオ診察を予約



24/7電話アドバイス



アプリで処方薬を注文  
当日または翌日配送



オンライン症状チッカー利用で  
数時間以内のアドバイス受信



緊急ではない症状や質問については  
医師へのメールで2日以内に回答受信



カスタマーサービスとのチャット機能

コペイ \$0

- バーチャルケア(プライマリケア、専門医、メンタルヘルス、小児科、皮膚科、等)
- デジタルヘルスサポート(セルフケアアプリ、パーソナライズされたライフスタイルプログラム、等)
- 対面予防医療(健康診断、スクリーニング検査、予防接種、等)

出典 : <https://business.kaiserpermanente.org/health-plan/virtual-complete>

# 続きは会員のみ閲覧できます